

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 公 告

ページ

- サービス提供業務契約に係る一般競争入札の公告【デジタル市役所推進室DX推進課】 2

### ◇ 交 通 局

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 5

### ◇ 人事委員会

- 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 8

### ◇ 雑 報

- 有料道路に関する工事の一部完了【福岡北九州高速道路公社総務部総合調整課】 10
- 北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の変更【福岡北九州高速道路公社総務部総合調整課】 11
- 料金の額の理事長の定める方法【福岡北九州高速道路公社総務部総合調整課】 19
- 有料道路自動料金收受システムを使用する料金の徴収【福岡北九州高速道路公社総務部総合調整課】 20

## 北九州市公告第121号

一般競争入札により、LGWAN-ASP型AI-OCRサービス提供業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月25日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

- (1) 業務名 LGWAN-ASP型AI-OCRサービス提供業務
- (2) 業務内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 市の指定する場所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市デジタル市役所推進室DX推進課

イ 期間 この公告の日から令和7年3月6日まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市デジタル市役所推進室DX推進課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室

イ 日時 令和7年3月7日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 入札の中止 特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

(5) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約に係る費用は、全て落札者の負担とする。

(8) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の

3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(9) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市デジタル市役所推進室DX推進課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3007

## 北九州市交通局公告第7号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1号及び北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月25日

北九州市交通局長 白石基

### 1 委託内容

- (1) 業務名 令和7年度小切手等搬送業務
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
  - ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局総務経営課
  - イ 期間 この公告の日から令和7年3月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年3月7日までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
- (5) 入札及び開札の場所及び日時
  - ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局43会議室
  - イ 日時 令和7年3月10日午後2時

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
  - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
    - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
    - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
    - ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除

があった場合、発注者はこの契約を変更し又は解除することができる。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月25日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第1号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号エを次のように改める。

エ 削除

第5条第4号を次のように改める。

(4) 削除

第8条第1項第3号本文中「第5条第4号」を「第5条第5号」に改める

。

別表第4を次のように改める。

別表第4 削除

別表第13のエの表を次のように改める。

エ 削除

(北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 北九州市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の個別の教育委員会の項中

本庁	〔総務部〕庶務係長 〔教職員部〕教職員係長 制度係長 労務係長 給与厚生係長 人材確保、人事管理、人材育成、サービス及び争訟を担当する担当係長 職員団体を担当する係員
幼稚園	園長

を

」



本庁	〔総務部〕庶務係長 〔教職員部〕教職員係長 制度係長 労務係長 給与厚生係長 人材確保、人事管理、人材育成、服務及び争訟を担当する担当係長 職員団体を担当する係員	に
----	--	---

改める。

（北九州市職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 北九州市職員の定年等に関する条例施行規則（昭和60年北九州市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中エを削り、オをエとし、カからクまでをオからキまでとし、同項第2号から第4号までの規定中「ク」を「キ」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡北九州高速道路公社公告第1号

有料道路に関する工事が一部が完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第22条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月25日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 喜安和秀

1 路線名

北九州市道 北九州高速5号線

2 工事が一部が完了する区間

北九州市戸畑区牧山海岸から北九州市八幡東区東田五丁目まで

3 工事の種類

新設工事

4 工事完了の日

令和7年2月28日

## 福岡北九州高速道路公社公告第2号

北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和7年2月25日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 喜 安 和 秀

### 1 路線名及び料金の徴収区間

路線名	料金の徴収区間
北九州市道 北九州高速1号線	北九州市小倉南区横代北町二丁目から 同市小倉北区下到津一丁目まで
北九州市道 北九州高速1号長野横代北町線	北九州市小倉南区長野二丁目から 同区横代北町二丁目まで
北九州市道 北九州高速2号線	北九州市小倉北区許斐町から 同市戸畑区大字戸畑まで
北九州市道 北九州高速3号線	北九州市小倉北区菜園場一丁目から 同区東港一丁目まで
北九州市道 北九州高速4号線	北九州市門司区春日町から 同市八幡西区茶屋の原二丁目まで
北九州市道 北九州高速5号線	北九州市戸畑区牧山海岸から 同市八幡東区神山町まで

### 2 料金の額

(1) 料金は、上記1の料金徴収区間について、1回の通行につき以下のとおりとする。

大型車 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう（以下同じ。）。

1台につき 952.38円

普通車 大型車以外の自動車をいう（以下同じ。）。

1台につき 476.19円

(2) けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車と

みなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以降の被けん引自動車については、1台につき、さらに普通車の料金1台分を徴収する。

(3) 北九州市道北九州高速2号線端末出入口と北九州市道北九州高速5号線端末出入口の間を引き続き利用するETC車（ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号（以下「省令」という。））第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。））を使用して無線通信により料金を納付する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。）が福岡北九州高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）の定める方法により利用した場合には、これを1回の通行とみなす。

(4) 消費税等の取扱い及び料金の額の単位

料金の額は、上記2（1）に定める料金に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。ただし、料金の額及び下記3に掲げる割引後の料金の額については、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨て又は切上げにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

(5) 通行止めに伴う乗り継ぎ措置

北九州高速道路において、事故、異常気象、工事等による高速道路の通行止めにより、高速道路上に設置した道路情報板その他の方法により福岡北九州高速道路公社が退出を指定した出口から退出した場合、退出前と退出後の通行をあわせて1回の通行とみなす。

### 3 割引をする自動車及び割引率

(1) ETC曜日別時間帯割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車

イ 割引率

(ア) 区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引後の料金の額は四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0 : 0 0 以後～ 7 : 0 0 前 2 2 : 0 0 以後～ 2 4 : 0 0 前	1 0 %
土曜日	0 : 0 0 以後～ 7 : 0 0 前	1 0 %
	7 : 0 0 以後～ 2 2 : 0 0 前	5 %
	2 2 : 0 0 以後～ 2 4 : 0 0 前	1 0 %
日曜日及び祝日	0 : 0 0 以後～ 2 4 : 0 0 前	1 0 %

注 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

(イ) 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から（ア）に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(2) 北九州高速一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

E T C車のうち、福岡北九州高速道路公社との契約に基づきE T Cカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（以下「E T Cシステム利用規程」という。）に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるE T Cマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、E T Cマイレージサービスの利用に関する登録がなされたE T Cカードに限る。以下（2）において同じ。）を使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

(ア) ポイントの付与

1枚のE T CカードごとにE T Cシステムを使用して無線通信により徴収する1回の通行ごとの料金の額及び料金の額の1か月の合計額に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
1回の通行ごと 100円につき 1ポイント	5千円以下の部分	0ポイント
	5千円を超え1万円以下の部分	3ポイント
	1万円を超え2万円以下の部分	6ポイント
	2万円を超え3万円以下の部分	12ポイント
	3万円を超えた部分	19ポイント

(イ) ポイントによる割引

1枚のETCカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、マイレージ規約に定めるマイレージ登録者は、100ポイントを100円分の料金の額に充当する還元額に交換できるものとする。

(ウ) 弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から(ア)に定める表又は(イ)に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(3) 北九州高速コーポレートカード割引(以下「コーポレートカード割引」という。)については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、ETCシステム取扱道路管理者(ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステム取扱道路管理者をいう。)から貸与を受けたETCカードを使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

(ア) 料金の額に応じた割引

1枚のETCカードごとに、ETCシステムを使用して無線通信により徴収する1回の通行ごとの料金の額に下表の月間利用額区分に応じた割引率を適用する。ただし、月間利用額区分をまたぐ1回の料金の額については、その料金の額をそれぞれの月間利用額区分に分け、その割引率を適用する。なお、1回の通行ごとのそれぞれの割引額に1円未満の端数が生じた場合は四捨五入するものとする。

月間利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超え1万円以下の部分	3%
1万円を超え2万円以下の部分	6%
2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

(イ) 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から(ア)に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(4) ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

理事長が別に定めるところにより、ETCカード及び車載器(ETCシステム利用規程に規定する車載器をいう。以下同じ。)の登録をした路線バス(乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。)でETCシステムを使用して無線通信により料金の額の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

イ 割引率

料金の額の39パーセント以下とする。ただし、割引後の料金の額は、1円単位の端数処理を行うものとする。

(5) 障害者割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)若しくは当該事務所を設置していない町村又は福岡北九州高速道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下

の（ア）又は（イ）の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（ア） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

（イ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記（ア）又は（イ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、福岡北九州高速道路公社が別に定めるものについては、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

#### イ 割引率

料金の額の50パーセント以下とする。ただし、割引後の料金の額は、10円単位の端数処理を行うものとする。

（6） 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

#### ア 割引をする自動車

北九州高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する



全自動車とする。

イ 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

ウ 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

エ 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

オ 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(7) 北九州高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

公社は、償還に支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

ア 割引をする自動車

割引を適用する自動車は、E T C車とする。

イ 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

ウ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

エ 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

オ 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(8) 割引相互間の適用関係

ア 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、マイレージ割引は障害者割引を適用後に割引を適用するものとする。

イ E T C路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

ウ E T C曜日別時間帯割引、マイレージ割引及びコーポレートカード割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

(ア) 重複適用の有無

	曜日別		○・・・適用あり ×・・・適用なし
マイレージ	○	マイレージ	
コーポレート	○	×	コーポレート

注 「曜日別」は「E T C曜日別時間帯割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」をそれぞれ指すものとする。

(イ) 重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	E T C曜日別時間帯割引
2	マイレージ割引、コーポレートカード割引

4 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日（昭和55年10月）から72年11か月間（各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日（平成5年10月）から59年12か月間。）とする。

5 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る申請事項は、北九州市道北九州高速5号線のうち北九州市八幡東区東田五丁目から同市戸畑区牧山海岸までの区間を供用する日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。

福岡北九州高速道路公社公告第3号

令和7年2月25日付福岡北九州高速道路公社公告第2号（以下「公告」という。）2の料金の額の理事長の定める方法について、次のとおり定めたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

なお、令和4年3月29日付公告第2号は廃止する。

令和7年2月25日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 喜安和秀

公告2（3）の理事長の定める方法は、北九州市道北九州高速2号線端末出入口と北九州市道北九州高速5号線端末出入口の間を60分以内に1回を限度として乗り継ぐ場合とする。

## 福岡北九州高速道路公社公告第4号

福岡北九州高速道路公社は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第2条第1項の規定に基づき、有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第5項に規定する料金の徴収を行うことを次のとおり公告する。

なお、ETCシステムを利用した料金の徴収のうち、ETCコーポレートカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規程」という。）第3条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。）及びETCパーソナルカード（ETCシステム利用規程第3条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。）を利用した料金の徴収は、西日本高速道路株式会社に委任する。

令和7年2月25日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 喜 安 和 秀

- 1 ETCシステムを新たに使用する料金所名  
北九州高速道路 枝光北料金所及び牧山料金所
- 2 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時  
令和7年3月1日 午後3時
- 3 ETCシステム利用規程

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程による。